

# 半田市私道舗装要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、私道の公道化を図るなかで整備することを基本とするが、地域の生活環境の向上を図るため、市が行う私道の舗装について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において私道とは、次の各号に掲げる道をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定により設置された道路以外の私道
- (2) 当該私道が、現に一般交通の用に供されているもの

2 この要綱において「私道利用者」とは、当該私道に接した土地に居住し、日常生活のために常時利用している者をいう。

(私道利用者の責務)

第3条 私道利用者は、常に私道が安全で最良の状態であるよう心掛けるとともに、私道の利用に際して、交通事故等一切の責任を負うものとし、市又は土地所有者に対して、責任の転嫁をしないよう努めること。

(土地所有者の責務)

第4条 土地所有者は、市に対し道路認定、用地買収等一切の申立てはしないこととし、私道利用者が日常生活のために利用する道として、協力ができるよう努めること。

(条 件)

第5条 舗装を行おうとする私道は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、公共施設に接続する道路及び位置指定道路を除く。

- (1) 私道に接する公道が舗装されていること。
- (2) 私道築造後20年以上経過している道で、一般交通の用に供されていること。
- (3) 幅員が、1.8メートル以上であること。
- (4) 私道が幅員2メートル以上の公道に接していること。
- (5) 当該私道を利用する人家が2戸以上であること。
- (6) 舗装工事の対象とする私道に交通又は当該工事に支障となるような物件がないこと。
- (7) 舗装工事の対象とする私道に接して、がけ等があるときは、交通安全上防護がなされていること。

- (8) 公図上、公衆用道路として分割登記がされ、現地に境界杭等で明示されていること。
- (9) 私道部分に私的所有物等の占有がないこと。
- (10) 私道が公共下水道供用開始区域内である場合は、私道を利用する人家が全て公共下水道に接続していること。

2 この要綱に基づき舗装された私道のうち、舗装後5年以上を経過し、かつ破損率が70パーセント以上のものについては、前項の規定を対象にして再度これを舗装工事として行うことができる。

第6条 舗装を行おうとする土地権利者及び申請に係る私道利用者について、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がある場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。ただし、適切な納税誓約書の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定に基づく舗装工事について準用する。

（申請書の提出）

第7条 私道の舗装を受けようとする者は、敷地の所有者を含め当該私道利用者の総意に基づき代表者を定めて申請するものとする。

2 前項に規定する施行申請は、私道舗装工事施行申請書（様式第1）に関係書類を添えて市長に行うものとする。

3 前項の規定は、第5条第2項の規定に基づく舗装工事について準用する。

（私道舗装審査会）

第8条 私道の舗装工事施行の適否その他を認定するため、市に私道舗装審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 審査会の庶務は、建設部土木課において行う。

（施行決定通知等）

第9条 市長は、私道利用者の申請に係る舗装工事を施行することに決定したときは、私道舗装施行決定通知書（様式第2）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、私道利用者の申請に係る舗装工事を施行しないことに決定したときは、私道舗装施行申請却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（舗装の内容及び費用負担）

第10条 私道の舗装工事は、路面舗装（側溝等の付帯工事及び地下埋没物の移転補償は除く。）するものとし、予算の範囲内において市が全額費用を負担して行うものとする。

(土地所有者との関係)

第 11 条 私道利用者は、私道の舗装工事の施行申請をしようとするときは、あらかじめ舗装工事施行上必要な関係土地権利者の承諾を得るものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別 表

私道舗装審査会役職員名

会 長 副 市 長

副会長 総 務 部 長

委 員 建 設 部 長

委 員 土 木 課 長

委 員 都 市 計 画 課 長

委 員 下 水 道 課 長

年 月 日

## 私道舗装工事施行申請書

半田市長 殿

申請者 (私道利用者代表)

住 所

氏 名

市において、次の私道を舗装していただくよう関係書類を添えて申請します。

なお、施行に伴い問題が発生したときは申請者において責任をもって処理します。

1. 施行位置
- |  |   |    |      |
|--|---|----|------|
|  | 町 | 丁目 | 番地から |
|  | 町 | 丁目 | 番地まで |
2. 幅 員
- |    |   |
|----|---|
| 最大 | m |
| 最小 | m |
3. 延 長
- |   |
|---|
| m |
|---|

4. 私道管理責任者

住 所

氏 名

T E L

5. 添付書類

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 申請者 (私道利用者) 選任書 (別紙 1) | 2. 土地所有者等承諾書 (別紙 2)                             |
| 3. 誓約書 (別紙 3)             | 4. 施行箇所位置図 (S=1/2,500)                          |
| 5. 公図の写                   | 6. 登記簿謄本  |
| 7. 私道現況写真                 | 8. 土地権利者及び私道利用者全員の市税等滞納がない証明書 (別紙 4) 又は納税誓約書の写し |

年 月 日

## 市税等滞納がない証明書

申請者 住 所  
氏 名

下記の者について、半田市において市税等の滞納がないことを証明願います。

### 記

住 所	氏 名	生年月日
		年 月 日生

上記の者は、現在半田市において市税等（市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）の滞納がないことを証明します。

年 月 日

半田市長

印

### 委 任 状

私は、申請者を代理人と定め、市税等滞納がない証明の交付申請に関する権限を委任します。

年 月 日

委任者（証明を必要とする者）

住 所

氏 名

※ 申請者と証明を必要とする者が相違する場合は、委任状欄に自署してください。





